

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和57年4月から平成2年3月まで

私はA業であったので収入は毎月あるわけではなく、まとまって得ていたため、支払などは全てB社の預金口座で清算することとしており、国民年金保険料についても、夫婦二人分をその預金口座から納めていた。

申立期間の国民年金保険料について、私の妻は保険料の納付済期間とされているのに、私だけ未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C町における申立人の国民年金被保険者名簿を確認したところ、申立人が満60歳まで国民年金保険料を納付しても年金受給資格期間に満たないことから、同町は申立人に年金受給権がないとしていた形跡がある。このため申立人に確認したところ、申立期間②については、申立人は、同町から当該事実の連絡があり、今後の保険料を納付しなくてもよい旨の説明があったため、途中で保険料を納付することをやめたとしていることから、申立人が保険料を納付していたものとは認め難い。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料について、申立人がその妻の分と一緒に納付していたとしているところ、申立人及びその妻は、国民年金保険料の納付を始めた昭和42年4月から申立期間①の直前の54年12月までの期間の保険料をすべて納付している上、納付日が確認できる期間についての保険料は、夫婦共に同日に納付されていることが確認できる。

また、申立期間①について、i) 申立人は、その妻の当該期間の国民年金保険料を昭和56年10月に納付していること、ii) 申立人及びその妻は、当該期

間後の56年4月から同年12月までの保険料を、同年12月30日に納付していることから、申立人は、当該期間の保険料を納付したものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和38年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から38年3月まで

私は、昭和34年4月からA学校に通学していたが、35年1月から勤務していたB市役所の上司の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

その後、昭和38年3月5日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立期間についてはA学校在籍期間中であり、国民年金の資格喪失手続を行うはずもなく、還付請求書も還付金も受け取っていない。

申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和37年3月5日付けで国民年金被保険者資格を喪失したとして、申立期間の国民年金保険料が還付された記録となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、昭和38年3月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同日以前において被用者年金制度に加入した記録が無いことが確認でき、特殊台帳に記載されている37年3月5日付けの国民年金被保険者資格喪失日において、申立人は、国民年金の強制加入対象者であり、申立人が同日付けで国民年金の資格喪失手続を行うべき事情は見当たらないことから、申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者となった38年3月5日以前の期間について、当該資格喪失処理により行われ

た保険料の還付処理には合理性がみられない。

また、申立人は、国民年金保険料の還付請求書及び還付金を受け取った覚えはないとしているところ、還付整理簿において、i) 申立人の住所が転居前の住所とされていること、ii) 還付決定日において申立人は既に婚姻後の氏名であったのに対し、氏名欄には旧姓が記載されていることから、還付請求書が申立人に到達しなかった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月から38年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで
② 昭和47年4月から48年10月まで

昭和45年8月にA社に入社した後、同社が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

また、私の国民年金保険料は、同社が給与から天引きし、それを納付することが就労する際の条件の一つとなっていた。

入社当初から同社が昭和48年11月に社会保険の適用事業所となるまでの期間について、毎月給与から国民年金保険料が天引きされていたと記憶しており、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、昭和45年8月にA社に入社した後に、同社が行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳により、46年3月頃にB県C市において払い出されたものと確認できることから、申立人の主張と一致する。

また、申立期間①は6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされているほか、申立人が、自身と同じ方法で保険料が納付されていたはずとする当該事業所の当時の社長の妻についても、当該期間のうち、国民年金に加入していた昭和46年4月から同年6月までの保険料が納付済みであることから、申立人の申立期間①の保険料については納付されていたものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間②については、同社の当時の社長の妻が国民年金に

未加入であるとともに、ほかの従業員についても当該期間の国民年金保険料が納付されていた形跡が無いことから、申立人のみの保険料が納付されていたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成10年12月、11年2月、同年4月、同年6月、同年10月から同年12月までの期間、12年2月、同年6月及び同年9月については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年10月1日まで
平成5年9月17日から12年12月31日までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は支給された給与月額より低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年12月、11年2月、同年4月、同年6月、同年10月から同年12月までの期間、12年2月、同年6月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書（写し）により確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された平成

10年度及び11年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年10月、同年11月、11年1月、同年3月、同年5月、同年7月から同年9月までの期間、12年1月、同年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年8月については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間に係る標準賞与額を、申立期間①は14万7,000円、申立期間②は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月31日

平成17年3月1日から18年9月30日までA社に勤務したが、申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は平成17年12月15日及び18年7月31日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、両申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は14万7,000円、申

立期間②は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付していないこと、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が第3種被保険者として社会保険事務所（当時）に届出を行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月27日から24年10月29日まで
申立期間については、A事業所にB作業所のC作業員として採用され、B作業所において勤務していた。厚生年金保険の記録によると、B作業所勤務としての記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において勤務することとなった当時の状況を詳細に供述しており、申立人が同事業所に勤務していたとして名前を挙げた甥は、「申立人は、B作業所においてC作業関係を担当していた。」と供述している上、申立人が甥のほかに当時の同僚として名前を挙げた4人全員が健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により厚生年金保険第3種被保険者としての記録が確認できる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の「B作業所員其の他」欄は空欄となっているが、オンライン記録により当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人に照会し6人から回答が得られたところ、そのうち「B作業所において勤務していた。」と供述している二人は共に被保険者名簿の「B作業所員其の他」欄に第3種被保険者としての記載が無いものの、そのうち一人はオンライン記録により第3種被保険者となっていることが確認できる上、「B作業所では勤務していなかった。」と供述する3人のうち2人は被保険者名簿においては「其の他」と記載されているものの、オンライン記録により第3種被保険者となっていることが確認できることから社会保険事務所における年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうか

がえる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の推移をみると、前述の同僚のうち、被保険者名簿において「其の他」と記載されているもののオンライン記録において第3種被保険者となっており、かつ、B作業所において勤務していたと供述している同僚の標準報酬月額の推移とおおむね一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、112万8,000円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の66万9,000円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（112万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を112万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社（現在は、B社）から支給された申立期間に係る標準賞与額が実際に支給された賞与額と相違しており、会社がほかの者の賞与額と間違えて届出していたことが分かった。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないとの回答を受けた。事業主から訂正の届出がされているにもかかわらず、記録が訂正されないことに納得ができないので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初66万9,000円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年5月27日に112万8,000円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（112万8,000円）ではなく、当初

記録されていた標準賞与額（66万9,000円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間について標準賞与額112万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、112万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したとして、平成22年5月7日に当該届出の訂正を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額112万8,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和30年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から31年3月までは1万円、同年4月から32年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円、同年7月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月5日から34年8月1日まで

昭和30年1月5日からA社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が34年8月1日になっているので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業所名は不明であるが、同一事業所における申立人に係る昭和30年1月5日から45年8月31日までの期間の雇用保険の加入記録が確認できること、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人は、オンライン記録により、当該事業所において申立期間の全部又は一部について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、オンライン記録により、上記同僚3人のうち2人は既に死亡しており、他の一人は所在が不明であることから、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、そのうち回答を得られた4人全員が、「正社員として勤務し

ていたが、入社と同時に厚生年金保険に加入し、毎月給与から同保険料が控除されていた。」と述べている上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚4人全員の厚生年金保険被保険者資格の取得日は自身が記憶している入社日とほぼ一致していることから判断すると、申立期間当時に当該事業所では、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額に係る社会保険事務所(当時)の記録から、昭和30年1月から31年3月までは1万円、同年4月から32年9月までは1万2,000円、同年10月から34年6月までは1万4,000円、同年7月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、厚生年金保険料を納付したか否かについて確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出が提出された場合は、その後、被保険者月額算定基礎届を4回提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年1月から34年7月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から平成 4 年 7 月 7 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が15万円となっているが、固定給で月額27万円以上支給されていた。申立期間の一部の給与明細書によると厚生年金保険料が給与から1万7,400円控除されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、全ての期間において15万円と記録されているところ、申立期間のうち、平成3年6月から同年12月までの期間については、申立人が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額（1万7,400円）に見合う標準報酬月額は24万円である上、報酬月額はこれを上回っていることが確認できることから、当該期間における申立人の標準報酬月額については24万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和63年5月から平成3年5月までの期間及び4

年1月から同年6月までの期間については、申立人は給与明細書を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所における標準報酬月額が全ての期間において8万6,000円と記録されている同僚から提出された給与明細書によると、申立期間の一部である昭和63年5月から平成2年12月までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は15万円から34万円であり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、当該事業所の他の二人の同僚から提出された給与明細書によると、時期は異なるものの二人ともオンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円及び20万円)より給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(26万円)が高額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録から生存及び所在が確認できた同僚22人(申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。)に照会したところ、回答が得られた11人全員が、「標準報酬月額は、支給されていた給与額より低い。」と述べている。

加えて、前述の同僚11人は、「申立人は、B業務に従事していた。」と述べている上、そのうち一人の同僚は、「申立人の給与は固定給であった。」と述べている。

その上、申立人は商業登記簿謄本によると、当該事業所の取締役であったことが確認できるものの、前述の同僚11人のうち2人が、「事業主が給与関係を全て管理しており、申立人は社会保険事務には関与していない。」と述べている。

以上のことから判断すると、申立人が給与明細書を保管していない期間においても、申立人が保管する給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額と同額の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、当該期間における標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、確認することはできないが、申立人及び複数の同僚の給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は申立人の給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 4 月から同年 6 月の報酬月額の平均額が標準報酬月額変更の要件を満たしたため、同年 7 月から標準報酬月額が変更（17 万円から 26 万円に変更。）になり、それに伴い給与からの厚生年金保険料控除額も変更になった。

ねんきん定期便により厚生年金保険料の納付額を確認したところ、申立期間について変更前の標準報酬月額（17 万円）に対応する厚生年金保険料であったことから同社に確認したところ、被保険者報酬月額変更届の控えが無いことが分かり、同社から平成 22 年 11 月 4 日に遡及して被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出した旨の連絡を受けた。

申立期間における標準報酬月額を厚生年金保険料控除額に基づいて正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初

17 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 11 日に 17 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A 社が保管する賃金台帳により、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額変更の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年7月16日、同資格喪失日に係る記録を37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月16日から37年4月1日まで

昭和36年7月16日からA社C事業所にD業務員として採用された後、37年4月1日にE職員として採用されるまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録により、申立人が、申立期間において同社C事業所にD業務員として勤務していたことが確認できる。

また、B社に照会したところ、「当社は、昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においても、非常勤職員（D業務員）については厚生年金保険に加入させる取扱いであった。なお、F事業所以外の事業所に勤務する者についてはA社を適用事業所として、所在地が異なるF事業所に勤務する者については同事業所を適用事業所として、それぞれ同保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が同社に採用された昭和36年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者25人のうち、生存及び

所在が確認でき、かつ、オンライン記録により、37年4月にE職員共済組合員となったことが確認できる者5人に照会したところ、回答が得られた3人は、いずれも、自身が記憶する採用時期と厚生年金保険被保険者資格取得日が合致している上、このうち採用時の身分について供述が得られた二人は、いずれも、「採用時は非常勤職員であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の採用時に非常勤職員であったことが確認できる者で申立人と同年齢の者に係るA社における昭和36年7月から37年3月までの社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は、「保存期間満了により、申立期間の関係資料が現存しないことから、不明である。」としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月から37年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年2月19日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月19日まで
平成4年頃から11年1月頃まで、A社でB職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、平成10年2月19日までの期間において、厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日である平成10年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、前述のとおり、当該事業所は平成10年2月19日付けで同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われ、同日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が、申立人のほかに44人確認できるが、雇用保険の被保険者記録によると、これら同僚のうち、約半数の同僚について、申立人と同じく、厚生年金保険被保険者資格喪失後も雇用保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所の取締役で社会保険事務の責任者でもあったとされる同僚は、「申立期間当時、A社は、経営が悪化しており、6か月分から7か月分の厚生年金保険料を滞納していた。このため、社会保険事務所(当時)から前年に遡って厚生年金保険を脱退させると言われたが、それでは困る

ので社会保険事務所と協議して、平成10年1月31日で厚生年金保険を脱退した。当時、45人ぐらいの従業員が同社に在籍していたが、このうち実際に同社を退職したのは約半数ぐらいで、残りの半数は継続して同社に勤務していた。」と供述しており、この供述は、前述の同僚らの雇用保険の被保険者記録とも符合し、申立期間当時、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った同年2月19日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年12月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 3313

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 9 月 1 日まで
申立期間は、A社に代表取締役として勤務し、給与は月額50万円であった。
年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年9月30日より後の同年10月18日付けで、5年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間中に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚20人のうち5人（申立人を除く。）が、申立人と同日に、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、商業法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるが、標準報酬月額が遡及訂正処理されたことについて、「A社は、平成7年10月13日に2回目の不渡り手形を出し、事実上、倒産した。私は、債権者から逃れるため、同日の3日から5日後に事業所が所在するB市を離れ、C県に行った。このため、当社の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の訂正及び同被保険者資格の喪失処理に関与しておらず、私や従業員の標準報酬月額が遡って訂正されたことを知らなかった。社会保険の手続きは誰が行ったか分からないが、従業員の退職時の給与について

は、当社の下請け業務を行っていた実兄に頼み支給した。」と供述している。

加えて、複数の同僚が、「平成7年10月13日に2回目の手形が落ちなかったため会社は倒産した。その倒産時から社長は行方不明となり、標準報酬月額の変及訂正処理が行われた同年10月18日の前日、B市を離れるところを社員に目撃されたのが最後であった。このため、社長は当該事業所の清算処理等の事務を行っておらず、最後の給与は、当該事業所の下請け業務を行っていた社長の兄から、離職票と引き替えに支給された。」と供述しており、これは申立人の供述と符合していることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の変及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 57 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 19 年 10 月 19 日

平成 19 年 10 月 19 日にA社から賞与(寒冷地手当)の支払いを受けたが、同社では、社会保険事務所(当時)に対する賞与支払届の提出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は当該賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する寒冷地手当支給明細書、A社から提出された給与支給台帳及び寒冷地手当支給総括表により、申立人は、平成 19 年 10 月 19 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額(8万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年3月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月11日から同年4月1日まで
② 平成18年6月16日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社B支社における被保険者資格の取得日は昭和38年4月1日となっているが、同社には同年3月11日に採用されており、同年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていた。

また、C社（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成18年6月16日となっているが、同年6月分の給与からも厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書を保管しているので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する辞令書及び昭和38年3月分の給与明細書により、申立人は、同年3月11日にA社B支社に採用され、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた

と認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和38年3月分の給与明細書から確認できる給与の総支給額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和38年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人が保管する平成18年6月分の給与明細書により、申立人は、同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、C社は、「当社では、厚生年金保険料の控除について、翌月に支給する給与から前月分の保険料を控除している。」と回答しているところ、申立人が保管する平成17年4月分から18年6月分までの給与明細書により、17年9月の厚生年金保険料率の改定に基づく厚生年金保険料が同年10月分の給与から控除されていることが確認でき、同社では、各月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していることが確認できることから、申立人が同年6月分の給与から控除された厚生年金保険料については、同年5月分の厚生年金保険料であると認められる。

また、申立人は、「平成18年6月15日にC社を退職した。」と供述しているところ、雇用保険被保険者記録及びE市から提出された平成19年度分（平成18年所得分）の給与支払報告書（個人別明細書）により、申立人が平成18年6月15日にC社を退職していることが確認でき、この記録はオンライン記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの期間、58年8月から61年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年3月まで
② 昭和58年8月から61年3月まで
③ 昭和61年4月から62年3月まで

私が20歳の時に、私の母親が私の国民年金の加入手続をA市役所で行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料は、私が年金手帳を受け取った時に、私の母親が同市役所又は銀行で納付してくれたはずである。申立期間②の保険料は、私が銀行の窓口又は銀行の口座振替で納付した。申立期間③は保険料の申請免除期間になっているが、私は免除申請をした記憶がなく、保険料は銀行の窓口で納付したはずなので、申立期間が未納期間又は申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、自身が20歳の時に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者の加入状況調査等により、昭和48年4月頃に払い出されたものと推認される。

また、同手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、当該期間の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等は不明である。

2 申立期間②について、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和58年4月25日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同市における申立人の昭和59年度及び60年度の同被

保険者名簿が存在しないことから、申立人は、申立期間②当時、国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は納付書は発行されず、保険料は納付できなかったものと考えられる。

- 3 申立期間③について、オンライン記録により、昭和61年7月25日に国民年金保険料の免除申請手続が行われたことが確認できる上、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、当該期間は申請免除期間とされており、その記録に不自然さはみられないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものとは考え難い。
- 4 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1877

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は、平成5年4月に国民年金の加入手続をして保険料を納めてきた。社会保険事務所（当時）で、私の加入手続時期は6年9月頃と言われたが、その頃の平日は仕事をしていたので、わざわざ仕事を休んでまで手続に行くはずはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月に国民年金の加入手続を行い保険料を納付してきたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市における申立人の国民年金資格異動履歴詳細により、6年9月27日頃に被保険者資格取得日を5年4月1日として払い出されたことが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料の納付書は交付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された平成6年9月の時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったが、申立人は保険料を遡って納付した記憶がなく、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から43年6月までの期間及び44年4月から45年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から43年6月まで
② 昭和44年4月から45年4月まで

私は、昭和36年頃、A市役所の職員に勤められて、国民年金に加入し、申立期間①の保険料については、当時B業を営んでいたため、売上代金を集金に来ていたC信用組合（現在は、D信用組合）の担当者に毎月売上代金の中から納付してもらっており、申立期間②の保険料については、私が同信用組合のE支店の口座から現金を引き出して納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃にA市役所で、同市の職員から勤められ、国民年金の加入手続を行ったと述べているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年10月5日にその夫と連番で払い出されている上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、特例納付により国民年金保険料を3回に分けて合計15万円ほど納付し、3回目の特例納付後にE市役所の職員から、「今後納付を継続すれば、国民年金の受給資格がつくため、（特例）納付はしてもしなくてもよい。」と言われたとしているところ、i) 第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）により、昭和36年4月から39年6月までの保険料を、54年2月、同年4月及び同年6月に分割して納付していることが確認できること、ii) 申立人が国民年金に加入した時点で、仮に60歳到達前月までの保

険料に未納が無い場合においても、国民年金受給資格期間が不足することから、申立人が行った36年4月から39年6月までの特例納付は、国民年金の受給資格を満たすためのものであったと推認でき、このほかに申立人は保険料を遡及して納付した記憶がないとしていることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1879

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月及び同年7月

私は、時期ははっきり覚えていないが、昭和46年にA市からB市へ転居し、住民登録も行った。その頃、C社会保険事務所（当時）を捜した記憶もある。国民年金の加入手続はA市又はB市で行ったと思うがよく覚えていない。しかし、国民年金保険料は2か月分まとめて納付したので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者保険料納付状況調査により、平成8年4月頃、D社会保険事務所（当時）から払い出されているものと推認できる上、別の同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していたB市及び前住所地であるA市において、申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらず、申立人自身も国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に係る記憶が曖昧であることから、申立人の当該期間の加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人が唯一所持する年金手帳の年号欄は、「昭和」及び「平成」が併記されていることから、当該手帳は平成元年以降に発行されたものであることが認められる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月
② 平成4年4月から5年3月まで

申立期間②について、私は、勤めていたA社を退職し、平成4年4月頃、B市C区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。当時、加入手続の方法がよく分からず、窓口の方にお世話になりながら手続をしたことを覚えているほか、1年間は体を壊し無職無収入で国民年金保険料を納付するのが大変だった中で納付していたことを記憶している。

また、あまり記憶はないが、申立期間①についても間違いなく国民年金保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号欄には、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月に共済組合の組合員として付番された基礎年金番号が記載されており、同年同月以降にこれが記載されたものと推認できるほか、申立人のオンライン記録には、同制度の導入前に国民年金に加入している者に必ず付番されていた国民年金記号番号が無い。

また、申立人は、平成4年4月頃国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録により、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金被保険者資格は、12年4月1日付けの資格取得届を処理した同年5月2日に追加して記録されたものと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、申立期間中、申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から63年3月まで

私は、両親に強く勧められて、昭和53年頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付書によりB郵便局で毎月定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の全てについて、納付書によりB郵便局で毎月定期的に国民年金保険料を納付していた。」と述べているが、A市から、「国民年金保険料について、納付書による収納を開始した時期は昭和48年度からで、その納期限については、申立期間のうち、53年度から55年度までは3か月ごと、56年度以降は毎月である。また、郵便局で収納を開始した時期は58年度からである。」との回答を得ており、当該回答と申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和63年10月又は同年11月にC市で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、53年8月から61年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和61年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる同年10月の時点で、過年度納付が可能であったが、申立人は過年度納付した記憶がない上、それをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は116か月と長期間であり、申立期間について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見

当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月

申立期間の国民年金保険料について、年金事務所は、「保険料を還付するための請求書を平成13年3月に送付したが、請求書の提出が無かったため、還付請求権が時効により消滅している。」と説明しているが、私はその還付請求書を受け取っていない。

一方的に、当該期間の国民年金保険料の還付を受ける権利が時効消滅とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものの、オンライン記録により、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間であったことから、平成13年3月16日付けで過誤納金として還付決議が行われていたことが確認できるが、当該オンライン記録における還付請求者記録欄は空欄となっていることから、申立人から還付請求がなされなかったものと考えられる。

また、上記還付決議が行われた時点で、社会保険事務所（当時）がオンライン記録で管理していた申立人の住所と申立期間当時の申立人の住所は一致していることから、申立人に還付請求書が送達されたものと考えられ、当該還付に係る事務処理の不備を疑わせる事情も見当たらないことを踏まえると、還付請求していない申立人の還付請求権は、還付の通知を受け取った日の翌日から起算して2年を経過したために時効消滅したものと考えても不自然さはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月、同年3月、9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月及び同年3月
② 平成9年2月及び同年3月

私は、国民年金保険料の納付は国民の義務と考え、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、必ず国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。

申立期間当時はA市に居住しており、同市役所で国民年金の加入手続を行い、同市B郵便局の窓口で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に記載されている国民年金の被保険者資格取得日及び喪失日を見ると、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、この記録は、オンライン記録及びA市の被保険者台帳とも一致しているほか、申立人に対し、別の国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

また、申立人は、平成11年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、国民年金に再加入しているが、オンライン記録により、厚生年金保険の被保険者資格喪失後に国民年金の加入手続を行っていない者を対象として作成した加入勧奨状の対象者一覧が、同年6月24日に作成されているところ、申立人はその対象者の一人として記録されており、申立人は、その後同年4月1日付けの国民年金の再加入手続を行ったことが確認できることから、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続が速やかに行われていなかった点もみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 3 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社が経営するB施設に勤務しC業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに当時の事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①のうち平成 2 年 4 月 27 日から同年 11 月 10 日までの期間及び申立期間②を含む 3 年 5 月 1 日から同年 11 月 4 日までの期間において、A社が経営するB施設に勤務し、C業務に従事していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成 6 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係資料は無い。」と供述していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、当時の事業主は、「申立期間①及び②当時、当社ではB施設に勤務するC業務員を含め年間 90 人程度の従業員を季節雇用していた。季節雇用者は、全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているものの、オンライン記録によると、申立期間①及び②当時、当該事業所において季節雇用者であったとみられる者（4月から11月までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者）は、平成 2 年が一人、3 年が 45 人であることが確認でき、また、申立人から提供された 2 年及び 3 年のB施設のC業務員名簿には、2 年は 45 人、3 年は 42 人の名前が掲載されているところ、オンライン記録による

と、掲載されているC業務員のうち当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、2年は皆無で、3年は16人のみであることが確認できる。

なお、平成3年のC業務員名簿に掲載されている者で申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる16人は、2年のC業務員名簿にも掲載されているが、16人のうち11人は、申立期間①当時は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた二人のうち生存及び所在が確認できた一人に照会したが回答を得られない上、オンライン記録により申立期間①及び②当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚9人に当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、C業務員であったとする同僚3人から回答が得られたものの、3人のうち2人は、「当時、C業務員などの季節雇用者の厚生年金保険の加入については、本人が選択し加入希望者のみ加入していた。なお、申立人が両申立期間において厚生年金保険に加入していたか分からない。」と供述している。

以上の状況を踏まえると、当該事業所では、申立期間①及び②当時、季節雇用のC業務員については、本人の厚生年金保険への加入意思等を確認の上、同保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①中の平成2年6月6日に申立人の夫の健康保険の被扶養者として被保険資格を取得し、3年3月21日に同資格を喪失し、2年6月から3年2月までの期間は、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できるとともに、申立期間②を含む3年6月1日から4年4月1日までの期間についても、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 21 日まで
申立期間は、A社に正職員のB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、事業所記号払出簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、事業主は、「平成 5 年 4 月に当社を開業して以来、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の適用事業所の届出を行ったことがないので、給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。従業員に対しては、採用時に、厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入する必要があることを説明した記憶がある。また、当社は、申立期間当時から現在までC国民健康保険組合の健康保険に加入している。」と供述している。

なお、申立人は、平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 21 日までの期間、当該事業所の従業員としてC国民健康保険組合の健康保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚一人に当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、同人は、「平成 5 年 4 月から 9 年 6 月までA社に勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。当時、加入していたのはC国民健康保険組合の健康保険であった。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3318 (事案 2673 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年4月1日まで

申立期間は、A社にB職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたところ、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

その後、新たに当時の同僚と思われる者が分かったので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B職資格を取得し、C市D事業所(当時)に勤務していた者の紹介でA社にB職として勤務したと主張しているが、i) オンライン記録によると、同社は昭和40年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により、同社が商号変更していることが確認できるE社に照会したところ、「申立人の在籍を確認できる書類が無く不明である。」と回答している上、F県G局及びC市H事業所に照会したが、「当時の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることができないこと、ii) 前述のC市D事業所に勤務していた者に照会したところ、「申立期間当時、申立人にA社を紹介した記憶はあるが、雇用形態や厚生年金保険の加入の取扱いについては全く分からない。」と述べていること、iii) 申立人は、同社で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録により、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者15人に照会したところ、回答が得られた9人全員が、「申立人の名前に記憶はなく、勤務していたか否かは分からない。厚生年金保険の

加入の取扱いについては分からない。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることができないこと、iv) 同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月10日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時に申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶していると思われる姓のみを記憶している男性がいる旨申し立てているが、名前が不明であるため当該男性を特定することができず、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年10月1日から34年4月29日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同姓の同僚8人のうち生存及び連絡先が確認できた4人に照会したところ、回答が得られた3人は共に、「申立人の名前に記憶はなく、申立人が勤務していたか否かも分からない。」と供述している上、申立人からの「写真入りのB職資格免状を見れば思い出してくれるかもしれない。」との要請に基づき、当時、当該事業所でI業務担当責任者であった者に申立人の当該免状(写し)を示し、申立人の勤務実態等について改めて照会したものの、同人は、「B職が勤務していた記憶はなく、申立人について記憶もない。」と述べており、いずれの者からも申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできないことから、これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月27日から平成5年4月13日まで
申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、同期間のうち昭和62年6月から63年9月までの期間は41万円として、同年10月から平成3年9月までの期間は47万円として、同年10月から5年3月までの期間は50万円としてそれぞれ記録されているものの、採用時である62年6月からの年俸は600万円であり、当該年俸額を月額にすると50万円となること、また、平成3年の源泉徴収票により同年以後は年俸700万円であり、当該年俸額を月額にすると58万円以上となることから、申立期間に係る標準報酬月額について、これらの実態に即した記録へと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

申立期間のうち昭和63年7月から同年9月までの期間及び平成2年7月から3年9月までの期間については、A社から提出された給与明細書の写し（以下「給与明細書」という。）により、当該期間の各月に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間の各月において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報

酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち昭和 62 年 6 月から同年 11 月までの期間、63 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から平成 2 年 6 月までの期間及び 3 年 10 月から 5 年 3 月までの期間については、給与明細書により、当該期間の各月に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と全て一致している。

一方、申立期間のうち昭和 62 年 12 月については、給与明細書が存在しないことから、同月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできないが、申立期間に係る 70 か月のうち同月を除く 69 か月については、事業主が源泉控除した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが一致していることから、同月についても、同様に、オンライン記録における標準報酬月額と一致する厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 11 日から 48 年 2 月 1 日まで

昭和 47 年 3 月 11 日に A 社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が 48 年 2 月 1 日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金支給調書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和 48 年 2 月 1 日であることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「全てが不明。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 3 人及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 19 人の計 22 人に照会し、15 人から回答が得られたところ、そのうち 10 人は、「申立人は申立期間において、勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の給与からの控除について確認できる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、前述の回答が得られた 15 人のうち、自身の入社日を記憶している 13 人の厚生年金被保険者資格取得日を確認したところ、8 人については入社日と同保険の被保険者資格取得日が異なっていることから、当該事業所では、厚生年金保険の適用について一定の基準等があったも

のと考えられる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間はA県B事業所C出張所に勤務したが、同出張所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間について、A県B事業所C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和 40 年 4 月 1 日であり、また、「A県D行政のあゆみ」によると、当該事業所は、A県B事業所（現在は、A県E局F部）の下部機構として 14 年に設置されているところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によると 27 年 4 月 1 日であることから、申立期間当時はいずれの事業所においても同保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A県E局F部は、「申立期間当時の状況を確認できる資料が保存されていないため、申立人に係る採用の有無及び厚生年金保険の適用については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A県B事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 27 年 4 月 1 日に、同事業所において、同保険の被保険者資格を取得した 54 人のうち、所在を特定できた 9 人に照会し 3 人から回答が得られたところ、そのうち一人は、「私は昭和 25 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで日雇いとして勤務したが、

その間は、厚生年金保険料を給与から控除されていない。また、雇用保険にも加入していない。」と供述しているほか、いずれの者からも厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間において、同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月 2 日まで
② 昭和 37 年 8 月 21 日から同年 9 月まで

A社における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②については、加入記録が無い。

しかし、A社には昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで勤務していたのは間違いなく、同僚の名前も記憶しているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録により昭和 56 年 4 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿により申立期間①及び②当時、同社の取締役であった者について、一人は既に死亡しており、他の者は連絡先が確認できないため、いずれの者からも申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間①及び②について、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、連絡先が確認でき、かつ、回答を得られた一人は、「申立人のA社における具体的な勤務の時期を覚えていない。同社において厚生年金保険に加入できない人がいたかどうかは分からない。同社における厚生年金保険に関する加入の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①及び②において同社で厚生年金保険の被保険者資格のあることが確認で

き、かつ、連絡先が確認できた4人に照会したところ、回答を得られた二人はいずれも申立人を覚えておらず、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述が得られない上、いずれの者も、当該事業所における当時の厚生年金保険の取扱いについて分からない旨を供述している。

加えて、申立人は、「A社で既に勤務していた知人の紹介で同社に入社した。」と述べているが、オンライン記録により、この知人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人と同じ昭和37年7月2日であることが確認できる。

その上、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3323

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月5日から33年8月1日まで
② 昭和33年12月1日から36年2月18日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金を受取った記憶がないので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から23年4月30日まで
② 昭和24年9月16日から25年4月30日まで
③ 昭和25年10月1日から27年7月15日まで
④ 昭和28年1月5日から37年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①、②、③及び④については、脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答を受けた。

しかし、申立期間④の後に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したことを記憶しているが、申立期間①から④までについて、脱退手当金を請求したことも受給したことも記憶がないので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④後の厚生年金保険被保険者期間(昭和38年1月5日から40年7月1日まで)に係る脱退手当金について、申立人は、「自分が請求して受給した。」と述べているところ、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は上記のとおり、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立期間①に係る脱退手当金は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から12日後の昭和23年5月12日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金は、支給額に誤りが無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。

昭和 49 年分、50 年分及び 52 年分の源泉徴収票を所持しており、また、A社の元事業主が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として従業員を厚生年金保険に加入させていた旨を内容とする証明書を交付してくれたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の加入記録並びに同社の元事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主及び同僚の供述から、申立期間当時、同社の従業員は3人（事業主、申立人及び同僚一人）であることが推認できることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったと考えられるところ、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 50 年 4 月 1 日であることが確認できる上、当該従業員3人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年 4 月 1 日であることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている資格取得日とも一致している。

また、商業登記簿謄本により、A社は、平成 22 年 2 月 8 日に解散したことが確認できる上、同社の元事業主は、「申立期間について申立人を厚生年金保険に加入させていた旨の証明書を交付したが、これは、私の記憶に基づいて作成したもので、厚生年金保険の加入の届出等に関する資料を保存していない

め、詳細は分からない。また、申立期間当時の会社設立等に関連する諸手続は、公認会計士に委託していたが同人は既に死亡しており、厚生年金保険の適用状況についてもその内容は分からない。」と供述している。

さらに、申立人が保管している昭和49年分及び50年分の給与所得の源泉徴収票については、i) 申立人が名前を挙げた同僚は、「私は当時の経理事務担当者であり、申立人に係る昭和49年分及び50年分の源泉徴収票を作成したものの、社会保険料の金額の欄に記載した金額に申立期間の厚生年金保険料が含まれているか否か、また、同欄にかっこ書きで記載している金額がどのようなものか記憶にない。」と供述していること、ii) 申立人は、「A社の給与はB社で勤務していた時の給与の額とほぼ同じであった。」と供述していることから、申立人がB社を退職した時（昭和49年3月）の標準報酬月額を申立期間の標準報酬月額と推定して厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の額を試算して得た合計額は、49年分及び50年分の源泉徴収票の社会保険料の金額の欄に記載されている額より少ないことを踏まえると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 23 日から 43 年 4 月 1 日まで
A社における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。
A社には、昭和 40 年 7 月 9 日から 45 年 3 月 1 日まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録により、昭和 51 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿により申立期間当時、同社の取締役であることが確認できる者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて、関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間及びその前後の期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、連絡先が確認できた同僚一人に照会したものの、回答を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人がA社において同保険の被保険者資格を取得した形跡が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。

申立期間について厚生年金保険に加入していたと思うので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、A社の同僚が、「A社の事業主は申立期間当時、私を厚生年金保険に加入させていた旨を内容とする証明書を作成してくれた。また、昭和 49 年分、50 年分及び 52 年分の源泉徴収票がある。」として第三者委員会に申立てをしたと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の加入記録並びに同社の元事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主及び同僚の供述から、申立期間当時、同社の従業員は3人（事業主、申立人及び同僚一人）であることが推認できることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったと考えられるところ、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 50 年 4 月 1 日であることが確認できる上、当該従業員3人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年 4 月 1 日であることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている資格取得日とも一致している。

また、商業登記簿謄本により、A社は、平成 22 年 2 月 8 日に解散したことが確認できる上、同社の元事業主は、「申立期間について申立人の同僚を厚生年金保険に加入させていた旨の証明書を交付したが、これは、私の記憶に基づ

いて作成したもので、厚生年金保険の加入の届出等に関する資料を保存していないため、詳細は分からない。また、申立期間当時の会社設立等に関連する諸手続は、公認会計士に委託していたが同人は既に死亡しており、厚生年金保険の適用状況についてもその内容は分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月頃から同年 7 月頃まで
② 昭和 35 年 8 月頃から 36 年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、B営業所でC業務をしていたが年金記録が無い。また、申立期間②については、同社を退職後すぐにD社に入社し、E業務をしていたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 36 年 6 月 1 日になっている。

厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する当時の発令簿によると、申立人が勤務していたとするB営業所が存在していたことは確認できるものの、同社は、「当時の資料は、発令簿のみ存在するが、昭和 35 年の発令に申立人の氏名は記載されておらず、申立人が勤務していたか否かを確認できない。当時のことが分かる者もいない。」と回答していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時及びその前後の期間に、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた 10 人に照会したところ、回答を得られた 4 人は共に申立人を記憶しておらず、このうち 3 人は、「A社で厚生年金保険にいつ加入したか分からない。」と述べていることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、前述の3人のうち1人が同僚であったとして名前を挙げた者は、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった記録が確認できない上、別の一人が記憶する当該事業所における自身の勤務期間は、厚生年金保険の被保険者期間より約2年長いことから、事業主は、一部の従業員について入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記録されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、D社は、「当時の従業員もおらず、50年も前の資料は残っていない。」と回答しており、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時及びその前後の期間に、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた12人に照会したところ、回答を得られた8人のうち1人は、「社長宅に住み込みで勤務していた人がいたことは知っているが、それが申立人であったか否かは分からない。」と述べており、他の者も申立人を記憶していないことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、前述の同僚のうち3人は、自身の記憶する入社時期から数か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、事業主は、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

なお、申立人は、「当該事業所には、当時の取締役であり、F工場の工場長でもあった者の紹介により入社した。」と述べていることから、前述の同僚らに照会したものの、当該人物を特定することはできない上、商業登記簿謄本により申立期間②当時に取締役であったことが確認できる者についても全員が既に死亡又は所在不明であることから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月30日から同年5月1日まで

昭和36年4月30日までA社B事業所(現在は、C社)に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同日になっているので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提供のあった申立人に係る人事記録によると、「昭和36年4月29日会社都合解雇」と記録されており、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務していたことは確認できない。

また、当該事業所に照会したところ、「人事記録により、申立人が昭和36年4月29日まで勤務していたことは確認できるが、申立期間に勤務していたことは確認できない。当該記録以外に申立人の申立てについて確認できる書類は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人及び申立人が申立期間当時に一緒に勤務していたとする同職種の同僚は、「申立期間当時、日曜日は休みであったと記憶している。」と述べているところ、申立人が勤務していたとする昭和36年4月30日は日曜日であったことが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる者5人に照会したところ、4人から回答を得ることができたが、いずれの者からも申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる供述を得ることはできない。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 5 日から 55 年 5 月 21 日まで
申立期間はA社又はB社が経営するC商業施設及びD商業施設に正社員のE業務員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社又はB社の社長であったと供述する者に照会したところ、「申立人は、期間は記憶していないものの、私が代表取締役であったD社が経営する商業施設に勤務していた。なお、申立人がF業であるA社や遊戯施設を経営するB社に勤務していたことはない。」と供述していること、申立人が両社と一緒に勤務していたと供述する同僚のうち一人が、「私はD社のG職であったが、申立人は、同社が経営する商業施設に勤務していた。当時、D社は商業施設等の経営を行っていたが、A社は自社が経営するF業務を行っていた。」と供述していること、及び当該同僚のうち他の一人も、「B社は遊戯施設の経営を、A社はF業務等をそれぞれ行っていたが、申立人はそのいずれにも勤務しておらず、H地域の商業施設等に勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD社が経営する商業施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、D社、C商業施設及びD商業施設が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、前述の申立人がA社又はB社の社長であったと供述する者で、商業登記簿謄本の記録により、D社の代表取締役であったことが確認できた者に照会したところ、「D社が経営する商業施設に勤務する者については、社会保険に加入させていなかった。これらの店舗

が社会保険に加入する手続を行ったこともなく、厚生年金保険料を給与から控除することもなかった。当時、I業は社会保険に加入する必要がなかったと認識している。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚8人（前述の代表取締役を除く。）については、このうち二人は既に死亡しており、別の一人は申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、生存及び所在が確認できた他の5人に照会したところ、回答が得られた3人から、当時、D社が経営する商業施設に勤務する者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、回答が得られた一人は、「私はA社で経理事務及び社会保険事務を担当していたが、同社はF業務等を行う会社であり、商業施設等を経営しておらず、E業務員等の肩書きの者もいなかった。」と供述しており、当時、D社が経営する商業施設等に勤務する者を、A社で厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、B社に係る被保険者原票により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者3人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも「私は、B社が経営する遊戯施設に勤務しており、商業施設等については分からない。」と供述しており、当時、D社が経営する商業施設等に勤務する者をB社で厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる供述も得られなかった。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間における加入記録は無い。

なお、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）においては、法人でないI業の事業所については厚生年金保険の強制適用事業所となるべき業種とされていない上、I業を含む非適用業種の法人である事業所が同保険の強制適用事業所となるべき業種に追加されたのは昭和61年4月1日であり、申立期間よりも後である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月20日から57年8月1日まで

昭和56年10月から58年4月末までA社に勤務し、57年4月からは代表取締役となったが、入社時に当時の代表取締役と「月給は40万円」と約束し、そのとおり給与が支給されていたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者8人の申立期間における厚生年金保険標準報酬月額は11万円から24万円であるところ、申立人の被保険者原票で確認できる申立期間の標準報酬月額（9万8,000円）は、その全員よりも低額である一方で、商業登記簿謄本の記録によれば、申立人は申立期間中の昭和57年4月20日から同社の代表取締役に就任したことが確認でき、入社時において他の従業員よりも給与支給額が低額であったとは考え難いことから判断すると、金額を特定することはできないものの、申立人が申立期間において同社に係る被保険者原票に記録された標準報酬月額を上回る額の給与を支給されていたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は昭和58年8月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の入社時に代表取締役であった者も生存及び所在が不明であることから、申立人が当該事業所の親会社であったと供述するB社の商業登記簿謄本により、同社が解散した平成2年2月28日の時点で代表取締役であったとともに同社の清算人であったことが確認できる者に照会したところ、「A社は、B社の前社長が個人的に設立した会

社であり、当社との資本関係等はないため、同社のことは分からない。」と回答しており、申立人が被保険者原票に記録された標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

さらに、申立人は、給与について、「入社時から昭和57年4月までは、40万円のうち10万円を銀行振込みで受け取り、残りを現金で受け取っていた。」と供述しているところ、当該10万円に見合う標準報酬月額（9万8,000円）が申立人の被保険者原票で確認できる申立期間の標準報酬月額と合致していること、及び上述の被保険者8人のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、回答が得られた5人のうち3人は、いずれも「A社の給与は全て銀行振込みであり、当時支払いを受けていた給与額と自身の標準報酬月額の記録はおおむね合致している。」と供述している一方で、これらの者は当時の給与明細書等を保管しておらず、ほかに当該事業所において、被保険者原票で確認できる標準報酬月額に見合う額を超える厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを踏まえると、当該事業所が申立人に対し、申立期間のうち昭和56年10月から57年3月までの期間において正規の給与として支給していたのは当該10万円であったと考えられ、当時の代表取締役が何らかの理由により当該金額に別途現金による上乗せを行っていたことはうかがわれるものの、社会保険事務所（当時）に対する報酬月額の届出は当該10万円に基づいて行われ、厚生年金保険料の控除も当該金額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）に基づいて行われていたものと考えられる。

一方、申立人が供述する給与の一部現金支給が終了した時期（昭和57年4月）は、申立人が当該事業所の代表取締役となった時期（昭和57年4月20日）と合致しているとともに、雇用保険の被保険者記録によって確認できる申立人の当該事業所における離職日（昭和57年4月19日）とも合致していることから、申立人の報酬は、従業員としての給与から役員報酬に切り替わった時点で、その全額が報酬月額に係る届出の対象とされたものと考えられるが、申立人が代表取締役となった昭和57年4月20日が同月の給与の締め日以降であったとすれば、同年5月から同年7月までに支払われた役員としての報酬月額に基づき標準報酬月額変更届が提出され、その結果、同年8月からの標準報酬月額が32万円に改定されたことは不自然ではなく、当該改定前の同年4月から同年7月までの標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることも不自然ではない。

加えて、申立人の当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立人が昭和56年10月20日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、58年5月1日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3332

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 20 日から 50 年 8 月 20 日まで

昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 20 日まで A 社に勤務し、B 業務に従事していた。入社から 3 か月間の試用期間を経て 49 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入したが、申立期間について同保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みである上、在籍している最古参の社員も昭和 52 年入社であるため、申立人が勤務していたことを知る者もない。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚二人に照会したものの、いずれも、「申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と回答している上、このうち一人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同日の昭和 49 年 8 月 20 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 14 人に照会したところ、回答が得られた 10 人のうち 9 人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述しているほか、申立人を知っていると供述する一人は、「申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と供述しており、これらの者からも、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏

付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における離職日は昭和49年8月20日であることが確認でき、これは厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 4 年 4 月 6 日から A 社に勤務し、20 年 1 月 31 日に定年退職した後、翌日から同社で再雇用され、現在も勤務している。事業主から、「再雇用後、給与が減額されているため、定年退職時に厚生年金保険の被保険者資格を一旦喪失し、再度取得した旨の届出を行えば特別支給の老齢厚生年金の受給権を得ることができる。」と聞いたので、厚生年金保険被保険者資格得喪の届出に同意し、22 年 11 月に届出が行われたが、その結果、申立期間の加入記録が年金給付に反映されないものとなってしまった。

申立期間について年金給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、当初、申立期間の前後で継続しており、申立期間に係る記録は全て年金給付に反映されるものとなっていたところ、平成 22 年 11 月 8 日付けで、申立人が 20 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同資格を再取得した旨の処理が行われたことが確認でき、この結果、同日から同年 10 月 1 日までの申立期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として記録されている。

しかしながら、特別支給の老齢厚生年金の受給権者に係る定年後再雇用時の厚生年金保険被保険者資格の得喪については、関係通知により、「同一の事業所において雇用契約上一旦退職した者が 1 日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続する」とされ、その上で、「ただし、

特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、停年による退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び同資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えない」とされていることから、当該被保険者資格得喪の届出は、事業主及び被保険者が資格得喪と特別支給の老齢厚生年金の受給権取得との得失を十分考慮した上で任意に行うべきものであると考えられる一方で、A社に照会したところ、「申立人に係る特別支給の老齢厚生年金の受給要件について年金事務所に問い合わせたところ、該当するとのことであったので、申立人の同意を得て被保険者資格の得喪届出を行ったが、その際、年金事務所から『既に2年以上経過しているので保険料徴収権は時効になる。』との説明を受けた。」と回答していることを踏まえると、申立期間が年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされる原因となった被保険者資格の喪失及び取得は事業主及び申立人の意思に基づくものであると認められることから、当該資格得喪記録自体に誤りがあったものとは認められない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）では、年金記録確認第三者委員会の調査審議の結果、事業主が、被保険者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除しながら、厚生年金保険法に基づく同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であるとの意見があった場合に、厚生労働大臣が被保険者記録の訂正を行うものと規定されているところ、事業主が保管する給与支払明細票によれば、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により源泉控除されたことが確認できる一方で、当該保険料は当該資格得喪により還付又はその後納付される保険料に充当されるべきものとなり、結果として事業主による保険料の納付義務が履行されないこととなったものであるが、前述のとおり、事業主及び申立人は申立期間に係る保険給付と特別支給の老齢厚生年金の受給権のいずれかを選択可能であったところ、後者を選択した結果、申立期間が年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間となったものであることから、このような場合において、当該選択の余地を認めた制度上の趣旨を超えて記録訂正を行うことは、特例法の趣旨をも超えるものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金事務所が申立人の当該被保険者資格得喪日を誤って記録したものと認められない上、特例法による記録訂正及び保険給付の趣旨にも該当しないことから、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 30 日から 36 年頃まで
申立期間について、A 所有の船舶で、B 業務の船員として勤務した。
当該船舶における船員保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る船舶及び同僚に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人が、申立期間中に A 所有の船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 34 年 4 月 25 日に船員保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間のうち、同日から 36 年までの期間については、船員保険の適用事業所に該当していない。

また、当時の事業主とは連絡が取れない上、申立人が名前を記憶している同僚 3 人は、いずれも死亡又は連絡先が確認できないことから、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

さらに、C 社が保管する船舶の事故記録によると、A 所有の船舶「D」は、当該事業所が船員保険の適用事業所でなくなった日の前日の昭和 34 年 4 月 * 日に E 海域で漂流沈没と記録されているが、申立人は、当該船舶が漂流沈没した記憶がないとしていることから、申立人が同日及び同日以降の期間において、同船舶で船員として乗船していたとは考え難い。

加えて、申立人は、A 所有の船舶の船員数は、10 人程度であったとしているが、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間中の同被保険者数は、昭和 32 年 5 月から同年 9 月までは 3 人、同年 10 月から同年 11 月

までは一人、同年12月から34年2月までは0人、同年3月は12人、同年4月以降は0人となっており、同被保険者数が10人を超えるのは、先述の「D」が漂流沈没した時期である34年3月の1か月のみとなっていることから、当該事業所では、時期によっては、船員保険に加入しない船員がいたと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月6日から同年5月1日まで
昭和49年4月から平成8年2月まで、A社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると平成10年1月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると同年同月*日に破産宣告を受けているほか、事業主は、現在、病気療養中で照会が困難であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者7人（申立人を除く。）が確認できるが、事業主一人を除いた6人全員について、申立人同様に厚生年金保険被保険者期間に欠落がみられ、事業主は、従業員全員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人及び上記の同僚6人は、いずれも申立期間において健康保険を任意継続していることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、上記の同僚6人のうち、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる3人は、いずれも当該事業所

に係る厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録が、一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月25日から63年3月1日まで
② 平成2年1月1日から同年3月7日まで
③ 平成2年11月1日から3年3月8日まで
④ 平成3年5月1日から4年3月10日まで
⑤ 平成4年5月1日から5年3月16日まで
⑥ 平成5年5月1日から同年12月23日まで
⑦ 平成6年4月18日から7年3月10日まで
⑧ 平成7年5月1日から8年3月18日まで

昭和62年5月から平成10年2月までの期間、毎年、夫と一緒にA社に季節労働のB作業員として勤務し、同社における厚生年金保険にも夫婦共に加入していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑧までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立期間①から⑤までの期間及び申立期間⑥のうち60歳到達までの期間は、年金記録によると、国民年金第3号被保険者となっているが、当該期間においてもA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①から⑧までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、A社における各申立期間前の厚生年金保険の被保険者期間に引き続く申立期間①、②及び③の期間も同社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、「火災による資料の焼失等により、申立期間当時の状況は不明である。」と回答していることから、

申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者4人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、いずれも、申立人がA社に勤務していたとしているものの、勤務期間を特定する供述は得られず、厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述も得られなかった。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録、C国民健康保険組合から提供された加入記録及びオンライン記録によると、i) 申立期間①前の期間は、雇用保険の被保険者記録とオンライン記録が符合していること、ii) 申立期間②前の期間は、C国民健康保険組合の加入記録とオンライン記録が符合していること、iii) 申立期間③前の期間は、雇用保険の被保険者記録、C国民健康保険組合の加入記録及びオンライン記録の全ての記録が符合していることが確認できるものの、申立期間①、②及び③に係る雇用保険被保険者記録及びC国民健康保険組合の加入記録については確認できない上、雇用保険受給者証の写しにより、申立人は、申立期間①及び②において各雇用保険被保険者期間に係る求職者給付を受給していることが確認できる。

加えて、上記同僚のうち、申立人及びA社が申立期間当時の事務担当者とする者は、「申立期間当時、会社では従業員の希望により厚生年金保険に加入させない取扱いとし、厚生年金保険料も給与から控除しなかった記憶がある。」と供述しており、申立人も、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除について具体的な記憶がない。

その上、オンライン記録により、申立人は、申立期間①、②及び③において国民年金第3号被保険者となっていることが確認できるが、A社は、「当時、従業員の配偶者に係る国民年金第3号被保険者の資格取得に係る届出手続は、当社では行っておらず、従業員各自が行っていた。」と回答している上、申立人に係る被保険者種別の記録について、遡及して訂正されているなどの処理が行われた形跡は無い。

- 2 申立期間④から⑧までの期間について、雇用保険被保険者記録、A社から提出された出勤表・作業日報兼精算書(平成7年5月分から同年8月分まで)及び同社の回答並びに複数の同僚の供述から、申立人は、入社日及び退社日の特定はできないものの、各申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、上記のとおり、「既提出資料のほか、保存している資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間④から⑧までの期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

一方、A社から提出された上記の出勤表・作業日報兼精算書における支払

明細表により、申立人は、申立期間⑧のうち、平成7年5月から同年8月までの期間については、給与から健康保険料及び雇用保険料が控除されているものの、厚生年金保険料については、給与から控除されていないことが確認できる。

また、上記同僚3人のうち、申立期間当時の事務担当者であった者は、「申立人が60歳になった時、申立人から厚生年金保険には加入しない旨の申出があったと記憶しており、これ以前にも、申立人は、厚生年金保険に加入していない期間があったと思う。」と供述している上、他の二人からは、各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述は得られず、申立人も、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について具体的な記憶がない。

さらに、オンライン記録により、申立期間同時に申立人と同様に二組の夫婦がA社における厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、当該夫婦の雇用保険被保険者記録によると、雇用保険の被保険者期間と厚生年金保険の被保険者期間は符合していない上、夫婦の間においても雇用保険及び厚生年金保険の被保険者期間が相違していることが確認できることから、同社においては、従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった状況がうかがえる。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間④、⑤及び⑥のうち、申立人が60歳に到達した平成5年*月までの期間において、前記1と同様、国民年金第3号被保険者となっていることが確認でき、当該期間についても、申立人に係る被保険者種別の記録について、遡及して訂正されているなどの処理が行われた形跡は無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①から⑧までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 10 月 20 日まで

昭和 33 年 3 月に A 学校を卒業した後、同年 11 月に B 社に就職するまでの期間は、C 事業所の前身である D 事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

また、昭和 39 年 7 月から 41 年 10 月までの期間は、E 事業所に勤務しており、この間も厚生年金保険に加入していたと思う。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、各事業所における厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する写真及び申立人の申立期間①に係る具体的な供述内容から判断すると、勤務していた期間は特定できないものの、申立人は、F 社 C 事業所の前身であった D 事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、F 社は、商業登記簿謄本により、昭和 44 年 12 月 10 日に設立登記されていることが確認できるところ、同社は、「当社の事業所は、G 社（現在は、H 社）の社宅の自治会が組織した「I 会」が、昭和 27 年 4 月に開設した事業所に始まり、その後、D 事業所の時代を経て 44 年 11 月に設立認可を受けているが、申立期間当時の職員名簿等の資料が無く、当時の状況を知る者もない。」と回答していることから、申立人の申立てに係る事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、事業所名簿及びオンライン記録により、C事業所の前身であるD事業所は、昭和44年5月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人は、当時の上司及び同僚各一人の名前を挙げているが、当該上司は、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、同僚については、申立人の記憶が姓のみであることから、個人を特定することができなかった。

加えて、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同園が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和44年5月10日に被保険者資格を取得した者は9人であることが確認でき、このうち生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、回答が得られた3人は、「D事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する以前から同事業所に勤務していた。G社の社宅の自治会が運営していた当時は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

なお、事業所名簿及びオンライン記録において、D事業所以外に申立てに係る事業所と考えられる厚生年金保険の適用事業所は確認できず、当該施設の設置・運営に関与したと考えられるG社及び同社関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は確認できなかった。

- 2 申立期間②について、申立人が保管する写真、J社E事業者から提供された写真及び同法人の回答並びに申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、勤務していた期間は特定できないものの、申立人は、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、J社は、「申立期間当時、事業所の従業員は、K共済組合（現在は、L社）に加入しており、これまでに厚生年金保険の適用事業所に該当したことはない。当然、給与から厚生年金保険料を控除していたこともない。」と回答しており、L社の回答から、E事業所は昭和29年1月1日にL社に加入していることが確認できる上、事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、生存及び所在が確認できた唯一の同僚は、「申立期間当時、申立人と一緒にE事業所のM職として勤務していたが、私と申立人はL社には加入しておらず、健康保険及び厚生年金保険にも加入していなかった。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料

を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 17 日から 51 年 8 月 21 日まで

雇用保険被保険者記録のとおり、A社に昭和 50 年 3 月 17 日から 54 年 7 月 21 日まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

当該事業所に勤務していた当時、社会保険事務を担当しており、自身の給与から厚生年金保険料を控除していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、元事業主の回答及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和 57 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成 13 年 11 月 30 日に解散しており、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は何も残っていないが、社員は全員、入社と同時に厚生年金保険に加入していたので、申立人も同保険に加入していたはずだ。」と回答しているものの、申立人の申立ての事実に係る具体的な供述及び資料を得ることができなかった。

また、申立人は、当該事業所において、「社会保険事務、給与計算及び経理を担当していた。」と主張しているところ、i) 当時の事業主が「当時、事務所にいることが少なかったので、申立人に事務の一切を任せていた。」と回答していること、ii) 「社員は常時 10 人前後であった。」と申立人、当時の事業主及び複数の同僚が供述しており、給与計算の対象となる社員数が少なかったこと、iii) オンライン記録により、申立期間中の昭和 50 年 10 月 1 日に、当該

事業所において、申立人を除く厚生年金保険の被保険者資格が確認できる従業員の標準報酬月額が定時決定により改定されている上、申立期間中に当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者が二人及び同喪失者が3人いることが確認できることを踏まえると、申立期間中に行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同被保険者資格取得喪失届出などの機会において、申立人が、自身の同被保険者記録が無いこと及び社会保険事務所(当時)から請求される同保険料に申立人の保険料が含まれていないことに気付かなかったとは考え難い。

さらに、申立人は「婚姻の前の旧姓で勤務していた期間の当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が無い。」と主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、改姓後の名前で昭和51年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の同原票に氏名変更の形跡もないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月18日から同年10月1日まで

平成元年6月17日にA社を退職し、翌日からB社に勤務したが、厚生年金保険に加入したのは、同年10月1日からとなっている。同年6月18日から勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、入社日及び退社日は特定できないものの、申立期間において、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「現在は事業を縮小して営業を行っておらず、申立期間当時の資料も既に処分しており、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間同時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた11人に照会したところ、8人から回答が得られたものの、そのうち、経理及び社会保険事務を担当していた者は、「就業規則によると試用期間は3か月あり、昭和59年頃は試用期間であっても厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたが、その後のある時期、採用後退職する者が多く、試用期間は両保険に加入させない時期があった。」と供述している。

さらに、回答があった8人のうち、経理事務を担当し自身が記憶する入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致している一人及び入社時期を月まで記憶していない二人を除く5人は、自身が記憶している入社時期から厚生年金保険の加入時期まで、1か月から10か月の空白期間が認められるとともに、確認

できる3人の雇用保険の資格取得日は、オンライン記録の厚生年金保険の資格取得日と合致していることが確認できる上、申立人の雇用保険の資格取得日は平成元年10月1日となっている。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 10 日から 34 年 1 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 15 日から 35 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 20 日から 44 年 2 月 1 日まで

申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社（現在は、C社）にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人はA社に勤務していたと主張している。
しかしながら、A社は、「申立期間は、当社の創業間もない時期であることから資料がほとんど無いものの、当社が保存している創業時からの作業員名簿には申立人の名前が見当たらないことから、申立人は、当社の直接雇用ではなく、下請けの事業所で雇用されていた可能性がある。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間①及び②においてA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚6人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、いずれも「申立人とは異なる現場で勤務しており、申立人のことは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①及び②における申立内容に係る供述を得ることができなかった。

さらに、A社は、「当社は、D国民健康保険組合加入の会社であり、当時、第1種組合員（内勤者）は厚生年金保険に加入させていたが、第2種組合員（作業員）は基本的に同保険に加入させていなかった。」と回答していると

ころ、申立人は、「給与から健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②において申立人の名前は無い。

2 申立期間③について、申立人はB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社は、「現在、申立人のことを確認できる資料は無く、また、申立人のことを覚えている者もない。」と回答しており、申立人の申立期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間③においてB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚6人に照会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも、「申立人のことは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間③における申立内容に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間③において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

3 このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 49 年 4 月 1 日から A 社で勤務していたが、昭和 50 年度の B 町役場の採用試験に合格し、昭和 50 年 2 月 1 日から臨時職員として採用する旨の通知が同役場からあったため、同年 1 月 31 日で同社を退職した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では資格喪失日が同年 1 月 31 日となっているのはおかしいので、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社を退職するに至った具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 8 年 7 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、12 年 10 月 * 日に破産終結しており、申立期間当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人は C 業務を担当していたが、いつ退職したかは分からない。また、申立人の厚生年金保険についても不明である。」と供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時に当該事業所で経理事務を担当していた者は、「当時は一般的に、退職日が月末であると厚生年金保険被保険者の資格喪失日が翌月 1 日となり、1 か月分多く厚生年金保険料が徴収されるので、本人と相談の上、

徴収する保険料が少なくなる方法として退職日を月末の前日とするようにしていた。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和48年9月1日から49年4月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる37人のうち、1日に同資格を喪失している者は5人いることが確認できる一方で、月末に同資格を喪失している者は申立人を含めて8人いることが確認できる。

加えて、上記の厚生年金保険の被保険者資格を月末に喪失していることが確認できる8人のうち、申立人を除く7人に照会したところ、3人から回答が得られたが、このうち、自身の退職時期を記憶している二人は、「私の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は月末であり、退職日はその前日となっているが、私の記録に間違いは無く、私の希望した日に退職した。」と供述している。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない上、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。